

中期目標素案・計画素案作成に当たっての基本的考え方について

平成 17 年 1 月 21 日

公立大学法人大阪府立大学設立準備委員会

- 公立大学の法人化は、自らの理念を明確にして、多様な教育研究を行うことを可能とするものであり、教育研究の高度化、個性豊かな大学づくり、大学運営の活性化など、大学改革を大胆かつ積極的に進めていくための大きな契機である。これにより、府立大学は府民の期待に応えて大きく変わらねばならない。
- 特に、法人化により経営面での権限が大幅に拡大することに対応して、経営責任の明確化を図るとともに、機動的・戦略的な大学運営が実現されなければならない。
- 同時に、大学に対する期待がますます高まる中で、法人化によって運営上の裁量が拡大するに伴い、従来以上にその社会的責任として果たすべき使命や機能を明確に示し、その確実な実現を図ることが求められるものである。
- さらに、大学に関する情報を社会へ積極的に提供することや大学の実績を適切に検証することなど、府民に支えられる大学として、府民や社会への説明責任を十分に果たしていくことが必要である。

- このような認識の下、「法人設立準備委員会」(設置者と理事長・理事予定者、現行三大学学長により構成)において、知事が策定する「中期目標」の素案、それを受けて法人が策定する「中期計画」の素案を検討してきたところである。
- 素案作成に当たっては、次のような事項に配慮したところである。

大学の自主性、自律性への配慮

地方独立行政法人法において、教育研究の特性に基づき、公立大学法人は種々の特例規定が設けられている。知事が法人に指示する中期目標の策定に当たっても、法人の意見聴取が義務づけられているなど、法人の自主性・自律性を配慮した性格のものとなっており、中期目標においては、基本的な方向性の記述に努めた。

目標・計画設定の具体性

中期目標・中期計画の記載に当たっては、国立大学法人評価委員会の見解も参考に、できるだけ具体的な記述(数値目標の設定を含む)に努めてきたところである。しかしながら、教育研究の成果や養成する人材の能力・水準等、教育研究の特性から定性的な記述にならざるを得ない面がある。また、目標・計画が全学的にわたるもので、全学の方向を示す記述内容が中心となっていることから、定量的な設定が困難な側面もある。

リ・スタート

府の大学は、これまでの志向の異なる三大学を今般再編・統合したものであり、一つの大学として今巢立つところである。一つの大学としての検討、整備体制等は、十分ではなく、目標・計画の進捗管理も含めて、まだまだこれから試行錯誤を続けていかなければならず、少し時間をかけて、柔軟に対応する必要がある。